

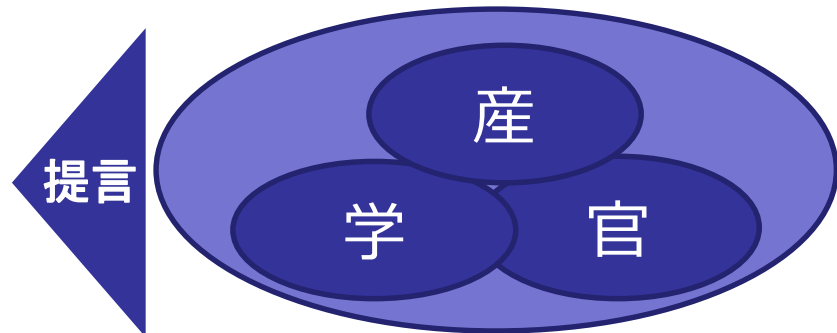
強い経済の構築に向けた 埼玉県戦略会議の開催について

新型コロナウイルス感染症の第二波・第三波に備え、新型コロナウイルス感染症と共存が
図れる強い埼玉県経済の構築を目指す

● 実行力を持つ国・民間・県による戦略会議

埼玉県	知事	大野 元裕
関東経済産業局	局長	角野 然生
埼玉労働局	局長	木塚 欽也
埼玉県商工会議所連合会	会長	池田 一義
埼玉県経営者協会	会長	石井 進
埼玉経済同友会	代表幹事	藤池 誠治

● 様々な知見を持つメンバーによる ワーキングで徹底議論



● 第1回 戦略会議

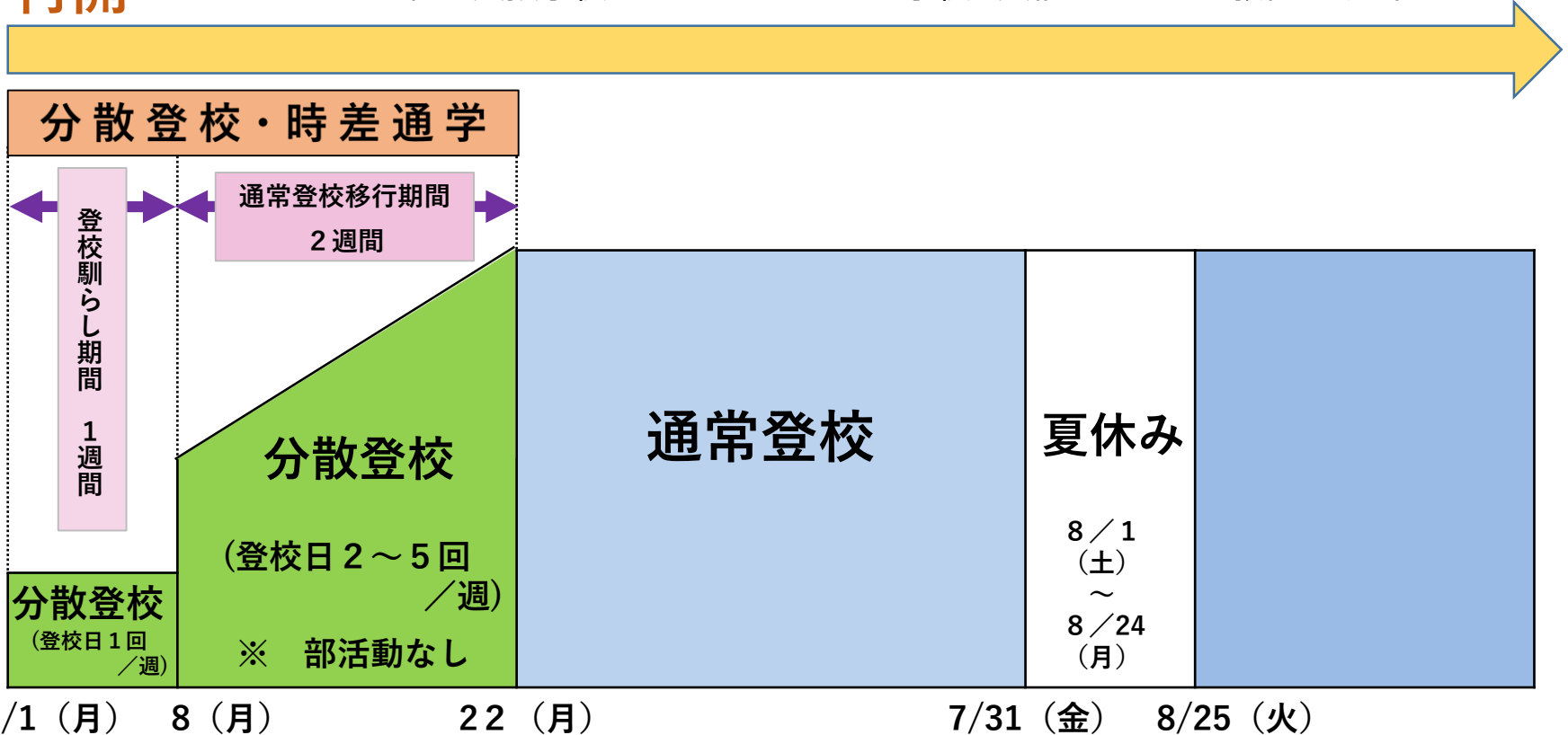
日時：5月28日（木）13：30～
場所：知事公館大会議室

各団体が社会実装（施策・事業として実行）

学校の再開について(県立学校)

再開

※ 特別支援学校については、それぞれの学校の実情に合わせて、教育活動を行う。



県有施設の再開について

再開日	施設	内容
5月26日（火）	歴史と民俗の博物館	感染防止対策を徹底した上で、 展示室について再開
	川の博物館	

◆ その他の県有施設の再開について

- 施設ごとに彩の国「新しい生活様式」安心宣言と具体的な感染防止対策を徹底した上で、速やかに再開を目指す。
- 再開に当たっては、政府の定めた基本的対処方針等との整合性を図るとともに、施設利用の規模や範囲の考え方について、専門家会議に諮りその意見を踏まえる。

緊急事態措置等の解除について

分 類	内 容
外出自粛	外出自粛の解除 県外への移動・夜の繁華街への外出自粛などを協力要請
図書館	徹底した感染防止策を講じることを前提に 使用停止協力要請の対象から除外
自動車教習所、学習塾 (延べ床面積1,000㎡超のもの)	
劇場・映画館等	
パチンコ店等遊技場	
酒類提供	時間制限緩和 (午後7時 ⇨ 午後10時まで)

彩の国「新しい生活様式」安心宣言①

A～Dのリスクの高低に応じ、緊急事態宣言の有無にかかわらず自粛要請については県内の医療及び陽性者の状況等に基づき判断する

感染リスク 低

生活基盤の維持等に必要

業種別宣言を求められていない施設・事業

- ・感染リスクが低く、事業継続を要請されている施設・事業（電力・ガス・郵便等）
- ・感染リスクが低く、自粛を要請されていない施設・事業（倉庫業・デリバリーサービス業等）
- ・感染リスクのやや高い施設・事業のうち、事業継続を要請し、飲食サービスを伴わないもの（薬局・スーパーのうち基礎的生活物資を扱う部分・コンビニ・銀行・鉄道等）

A

業種別宣言を求められている施設・事業

- ・感染リスクのやや高い施設・事業のうち、事業継続を要請し、飲食サービスを伴うもの(※)（飲食店、葬祭業等）※その場で飲食を提供する場合
- ・感染リスクのやや高い施設・事業のうち、事業継続・自粛を要請していないもの（卸売業、小売業、居酒屋、ホテル・旅館〔宴会場以外の施設等〕等）

B

- ・11条規制対象施設・事業(※)のうち、クラスターが発生していないもの（劇場、映画館等）

※新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令第11条

C

- ・11条規制対象施設・事業(※)のうち、格段の留意が必要なもの（水泳場など運動施設等）

※新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令第11条

D1

感染リスク 高

国により特に留意すべきとされた施設・事業

- ・11条規制対象施設・事業(※)のうち、クラスターが発生し、格段の留意が必要なもの（スポーツジム、ヨガ等）

※新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令第11条

D2

- ・11条規制対象施設・事業(※)のうち、クラスターが発生し、格段の留意が必要なもの（ナイトクラブ等）

※新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令第11条

D3

業種別安心宣言を提出

彩の国「新しい生活様式」評議会(仮称)が確認

行政

医師会

経済・情報関連団体

労働団体

消費者団体

メディア

など

- ・県HPで紹介
- ・認定証を交付（宣言を活用し事業所や各事業者HP等でPR可能）

※宣言の認定証を使用する場合は、共通・業界にかかわらず、宣言した中身もしくは中身がわかるよう、URLやQRコードなどを表示する

業種別の団体等
非加盟事業者

※確認を受けた安心宣言遵守の独自の宣言も可能

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

感染拡大の防止と社会経済活動の両立！安心な県民生活の実現！

彩の国「新しい生活様式」安心宣言②

〔 宣言文 〕

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します～

- | | |
|--|--|
| 1 三密を徹底的に回避します <ul style="list-style-type: none">・毎時の換気・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)・受付や更衣室、喫煙所での密集防止・社会的距離の確保 | 4 安心に向けた工夫をします <ul style="list-style-type: none">・事前予約の最大限の活用・衣服のこまめな洗濯 |
| 2 感染防止の対策を行います <ul style="list-style-type: none">・発熱などの症状がある方の制限・症状のある従業員の出勤制限・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒・マスクの着用・共用する物品などの最小化・霰水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉 | 5 行いません、行わせません <ul style="list-style-type: none">・閉鎖空間での激しい運動や大声・22時以降の酒類提供 |
| 3 安全のための設備にします <ul style="list-style-type: none">・入口等に消毒設備、体温計の設置・対面場所の遮蔽・毎時の換気と消毒の徹底・共通タオルの廃止、
ハンドドライヤーの使用中止 | 6 極力制限します <ul style="list-style-type: none">・一度に休憩する人数の制限・対面での食事や会話の制限 |
| | 7 重症化リスクに配慮します <ul style="list-style-type: none">・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など) |
| | 8 新しい働き方に向け努力
します <ul style="list-style-type: none">・在宅勤務やオンライン会議・ローテーション勤務、時差通勤 |

宣言日： 令和 年 月 日

名 称： _____

※詳細はホームページ（<http://>

）をご覧ください



埼玉県庁ウェブサイト（さいたま県）

〔 認定証 〕

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

認定証

様

彩の国「新しい生活様式」安心宣言団体
として認定します

令和2年5月22日

埼玉県知事 大野 元裕



県民の皆様へのお願い

◆ **県外**への不要不急な移動を控えてください。

◆ **夜の繁華街**への外出は自粛してください。

◆ 密閉・密集・密接といった「**3つの密**」を避けてください。

◆ 「**新しい生活様式**」をみんなで実践していきましょう。